

令和2年

12月16日 水

13:00-17:00

会場 **イヤタカ** 2Fポストン Bホール

秋田市中通6丁目1-13 TEL:018-835-1188

新型コロナウイルス対策実施中

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力ください。



詳細は右記QRからご確認くださいませ▲

第1部

「民法債権法改正のポイント」 13:00~

- 売主と買主の共通の認識が変わる？ (契約不適合責任について)
- 契約解除が増加？ (債務不履行の明確化)
- 損害賠償は売主・買主どっちが有利？
- 知らないと損をする保証契約
- 事業用の融資の手続きが変わる
- 不動産ビジネスが変わる
- 契約書そのものが変わる (約款ルールの明確化)
- 短期消滅時効の廃止と一本化
- 各種留意点及び業種ごとの対応例

第2部

「民法相続法改正のポイント」 15:15~

- (事例)改正前と改正後での変更点・ポイント
 - ・ 経営者のライフステージと終活の心得
 - ・ 民法相続法改正の活用法と注意点 他
- 会社をどうする…？ 誰に継がせる…？
 - ・ 後継者の選び方 (親族・親族外の違い)
 - ・ 後継者をどう育てるか？
 - ・ 後継者への繋ぎ方、後継者不在の場合M&A 他
- 事業承継対策および相続対策のポイント
 - ・ 事業承継税制との関わりについて
 - ・ 生前贈与対策、財産管理対策について



講師

中島典子税理士事務所代表 財産コンサルタント/税理士
中島 典子 氏

知人のオーナー経営者の倒産現場を立て続けに目の当たりにし、倒産は会社だけでなく、経営者、取引先、社員、家族…と会社に関わるすべての人を巻き込み苦しめることを痛感。倒産現場にはもう二度と遭わない、と決意。その後、同様の状況に陥っても倒産に至らない事例に遭遇したことを契機に、オーナーにしっかりと寄り添うオーナーと会社を守る専門家としての使命を抱き、「財産コンサルタント」として独立。相続事業承継に関わり25年の経験と200回以上登壇・受講者延べ5,000人超のセミナー・講演は「わかりやすい」、「やる気が出た」、「目線が広がった」と大好評を得ている。

知っておきたい！

民法改正のポイント

経営者のためのよくわかる

債権法

相続法



定員50名
(定員になり次第締め切り)
受講料無料



このたび約120年ぶりに改正された債権法、約40年間ぶりに改正された相続法。両法改正が中小・小規模事業者にとってどのような影響をもたらすのか…？ 具体的な事例を交えてわかりやすく解説いたします。なお、本セミナーは2部構成となっておりますので、是非この機会に多数のご参加をお待ちしております。

お申込み

下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申込みください。秋田商工会議所HPからの申込みも受付しております。

(切り取らずにこのまま送信してください)

秋田商工会議所 行

セミナー参加申込書

年 月 日

FAX:018-862-2101

事業所名	住所
TEL	FAX
希望セミナー ※複数選択可能	参加者名 ※複数名参加可能

※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、セミナー開催に係る参加者名簿の作成、出欠確認、セミナー運営等に関する目的のみに使用します。

お問合せ

秋田商工会議所 経営支援部 経営支援課 TEL:018-866-6677

秋田商工会議所主催 制度改正に伴う専門家派遣等事業